

令和3年4月24日

会員各位

医療法人社団和風会
多摩リハビリテーション病院
メディカルフィットネスセンタープラム

メディカルフィットネスセンタープラム 緊急事態宣言発令の対応について

平素はメディカルフィットネスセンタープラムをご利用いただき、まことにありがとうございます。

令和3年4月25日より5月11日までの間、東京都を含む4都府県(東京、大阪、兵庫、京都)を対象とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

当施設としましては、会員様に心身の体調維持に不可欠な運動療法を継続的に提供することが必要な方が多くご利用なさっていること、および休業要請対象施設の基準に該当しないことから、これまで通り運営を継続致します。

今後の社会情勢に応じて運営時間を変更する可能性がございます。最新情報は当センターホームページ等で情報発信いたしますので、ご確認いただけるようお願い申し上げます。

以上